



廃 対 第 267 号
令和 8 年 1 月 5 日

水戸市建設業協同組合 御中

水戸市長 高 橋 靖
(廃棄物対策課扱い)

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正について（依頼）

平素から本市の環境行政に対し、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、令和 8 年 4 月 1 日の市内における宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の適用開始に伴い、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「市条例」という。）の一部を改正し、同日に施行いたします。

これに伴い、下記のとおり制度変更に係る資料を作成しましたので、御確認いただきたく、併せて、御多用中恐縮ですが、同封した資料を会員等の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

なお、盛土規制法に関するお問合せにつきましては、市建築指導課（電話029-306-6590）までお願いします。

記

- 1 水戸市条例改正の概要について 資料 1
- 2 条例や盛土規制法の対応部署 資料 2

※ P D F データ等が御入用の際は、メールにて送付いたしますので、お手数ですが、下記担当者まで御連絡ください。

連絡先	水戸市生活環境部廃棄物対策課 不法投棄対策室指導係
電 話	029-350-8035
担 当	小玉，亀丸

1 改正理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の本市における運用開始に伴い、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「市条例」という。）と一部重複する規制内容について整理するとともに、関連する茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）と同等の規制内容とするため、関係規定の整備を行いました。

2 主な改正内容

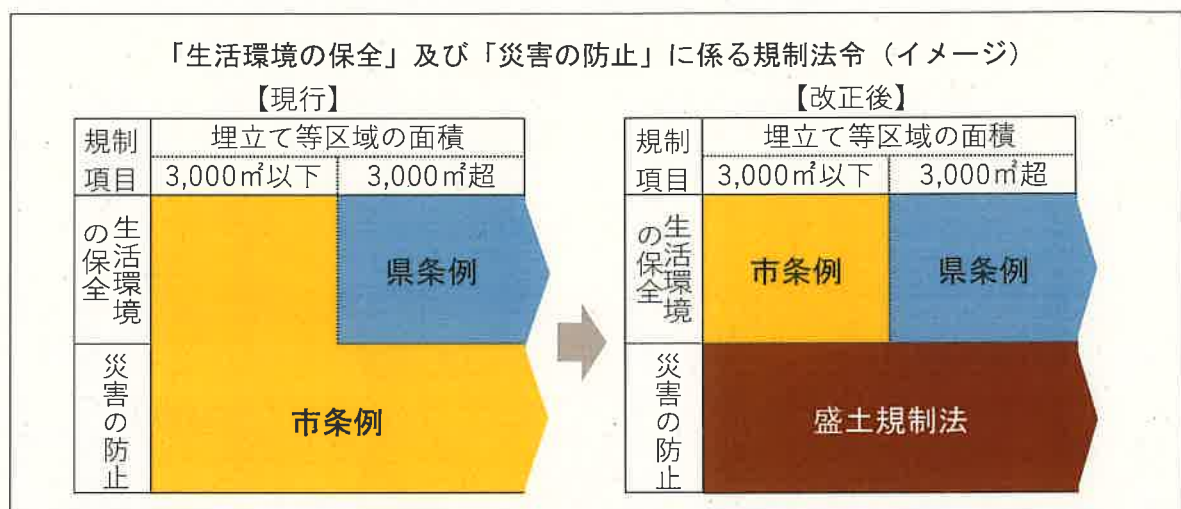
(1) 「災害の防止」に係る規制の盛土規制法への移行

「災害の防止」に係る規制（※１）は、より罰則の強い盛土規制法により対応することとし、市条例から関連条項を削除しました。

なお、「生活環境の保全」に係る規制（※２）は、引き続き、埋立て等区域の面積に応じて、市条例又は県条例により対応します。

※１ 埋立て等の高さや法面の勾配等の埋立て等の工法等に係る規制をいいます。

※２ 埋立て等に用いる土砂等のpH値や有害物質（ひ素、鉛等）に係る規制をいいます。



(2) 県条例と同等に規制を強化するための改正

ア 土地の所有者等の義務の強化

許可埋立て等に同意した土地の所有者等に対し、埋立て等の施工状況の確認等を義務付けます。また、市長は、当該許可埋立て等が不適切で措置命令の対象となった場合は、義務を怠った土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、勧告に従わない場合には命令することができる規定を設けました。

イ 土砂等搬入禁止区域の指定

不適切な埋立て等が継続することにより、人の生命、財産等が害されるおそれがある場合は、期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域を指定する制度を設けました。

ウ 規制強化に対応した罰則の設定

上記アの命令に違反したとき又は上記イの禁止区域に土砂等を搬入したときは、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科します。

3 施行期日

令和8年4月1日

※ 詳細情報は、水戸市のウェブサイトをご覧ください。下のQRコードからリンクします。



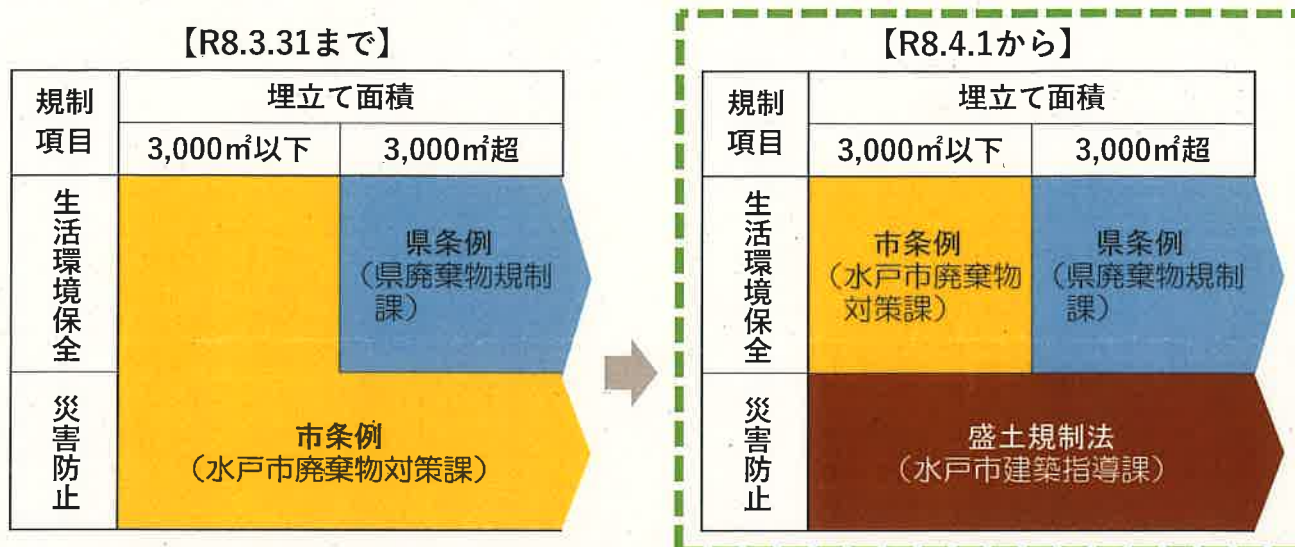
市条例



盛土規制法

条例や盛土規制法の対応部署

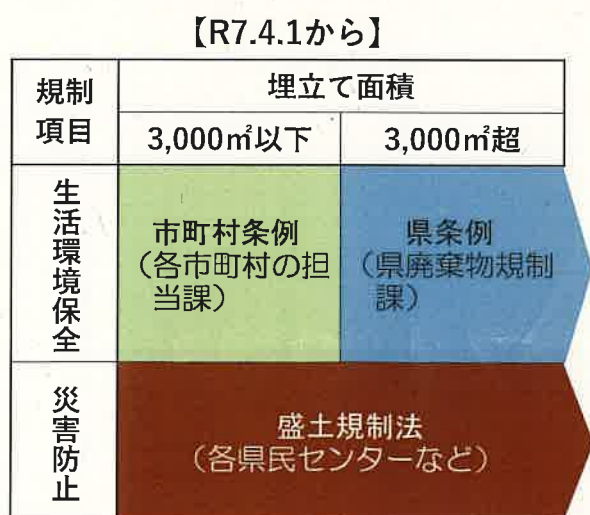
1 水戸市



※ 規制項目の「生活環境保全」とは、埋立てに使用する土砂のpHや有害物質などを規制するもの。

※ 規制項目の「災害防止」とは、土砂を埋め立てる際の勾配などを規制するもの。

2 (参考) 水戸市以外の県内市町村



<注意事項>

- 市・県条例は事前許可制です。また、許可に先立ち、事前協議があります。
- 許可が必要にもかかわらず、許可なく埋立てを実施した場合は、罰則（2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金など）が適用される可能性がありますので、埋立てをする場合は必ず事前に担当課まで制度の確認をするようお願いします。
- 条例に関する問合せ先
水戸市廃棄物対策課：029-350-8035
茨城県廃棄物規制課：029-301-3035
- 盛土規制法に関する問合せ先
水戸市建築指導課：029-306-6590
水戸市以外、各県民センターなどへ